

## 公 告

建築基準法施行細則（昭和46年宮城県規則第21号）第38条第2項の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

平成25年12月10日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- |              |  |
|--------------|--|
| 1 申請者の氏名（名称） | 佐藤 徳康  |
| 2 申請者の住所     | 宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字清水61-10  |
| 3 取り消した道路の位置 | 多賀城市伝上山二丁目6-3，留ヶ谷三丁目23-1の一部，24-1の一部，23-3の一部，24-3の一部，伝上山二丁目6-3地先水路敷 |
| 4 取り消した道路の形状 |  |
| (1) 幅員       | 4.00m  |
| (2) 長さ       | 83.80m   |
| 5 指定年月日      | 昭和45年1月13日   |
| 6 指定番号       | 第197号  |